

IFRSをめぐる動向 第57回 関連会社・共同支配企業とのダウストリーム取引から生じる利益の消去について

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、関連会社あるいは共同支配企業との間のダウストリーム取引から生じる利益の消去に関する論点を紹介します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. これまでの議論状況

関連会社又は共同支配企業とのダウストリーム取引から生じる利益の消去については、2013年3月及び5月のIFRS解釈指針委員会(IC)で議論されました。その結果、ICはIASBに対し、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を一部修正してガイダンスを提供することを提案しました。ICの提案は2013年7月のIASB会議で同意されており、IASBは今後、IAS第28号を一部修正するための公開草案を公表する予定です。

3. 論点の概要

(1)ダウストリーム取引から生じる利益を消去するための一般的な仕訳

議論されているのは、投資者と、その関連会社ないし共同支配企業との間でダウストリーム取引が実施された結果、利益が生じるケースにおける消去仕訳です。投資者が当該関連会社あるいは共同支配企業に対して持分法を適用するにあたり、そのような利益のうち、当該投資者自身の持分に関する部分を消去します。一般的に、投資者は以下のような仕訳を計上します。

(借)	利益	XXX	(貸)	(関連会社あるいは共同支配企業に対する)投資	XXX
-----	----	-----	-----	------------------------	-----

消去すべき利益の金額が、関連会社あるいは共同支配企業への投資の帳簿価額以下であれば、何ら問題は生じません。ところが、消去すべき金額が、投資の帳簿価額を超えてしまうケースも考えられます。その場合、貸方に計上できる金額は最大でも投資の帳簿価額ですので、利益を消去するためには、貸方に別の科目を計上する必要があります。

(2)設例

以下に問題となるケースの例を示します。この設例は、2013年7月のIASB会議で使用されたスタッフペーパーに記載されたものをベースにしています。

<前提>

A) I社は、J社の設立にあたって60%の持分を拠出することとなり、持分と交換に60の現金を支払った。

B) J社の40%の持分は、I社と関連のないA社が拠出した。A社は持分の対価として40の現金を支払った。

C) I社とA社にとって、J社は共同支配企業に該当する(IFRS第11号「共同支配の取決め」)。I社とA社は、IAS第28号に従い、J社に対して持分法を適用する。

D) I社は拠出の直後、自社の固定資産をJ社に売却した。

- ・固定資産の売却価額は70,000
- ・当該固定資産のI社の(売却直前の)帳簿価額は50,000

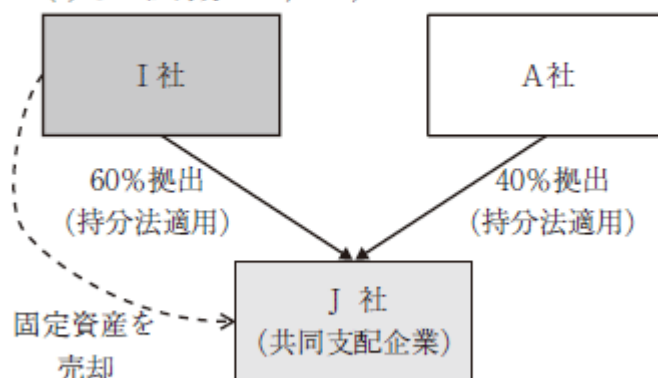
E) 固定資産の売却の結果、I社の個別財務諸表には20,000の固定資産売却益が計上された。

F) 当該売却益20,000の内訳は以下の通り:

- ・I社持分に関連する部分は12,000(20,000×I社持分60%)
- ・A社持分に関連する部分は8,000(20,000×A社持分40%)。

I社の個別財務諸表

売却益：20,000
(うちI社持分：12,000*1)
(うちA社持分：8,000*2)



*1 12,000 = 売却益20,000 × I社持分60%

*2 8,000 = 売却益20,000 × A社持分40%

(3)問題点

上記の設例において、I社がJ社に持分法を適用する際に、どのような仕訳を計上して固定資産売却に関する利益を消去するのが問題となります。具体的には、以下の仕訳における貸方の問題です。消去すべき利益の金額は、利益のうちI社持分に関連する部分である 12,000 です。しかしながら、J社に対する投資簿価は 60(当初拠出した金額)しかありませんので、貸方をどうするかという問題が生じます。このようなケースに関して実務では多様な処理が存在するため、IC および IASB で議論されました。

(借)	固定資産売却益	12,000 注1	(貸)	J社投資	60
				???	???

(注1) 12,000=売却益総額 20,000×I社持分 60%

4. IASB による仮決定(2013年7月の合意)

(1) 仮決定の内容

IASB の仮決定は、消去する利益が、関連会社あるいは共同支配企業への投資簿価を上回る場合には、当該上回る金額を繰延利益として表示するというものです。仮決定に従うと、上記の設例においては以下の仕訳を計上すると考えられます。

(借)	固定資産売却益	12,000 注1	(貸)	J社投資	60
				繰延利益	11,940 注2

(注1) 12,000=売却益総額 20,000×I社持分 60%

(注2) 11,940=消去する売却益 12,000－J社投資 60

上記の仕訳で計上される繰延利益は、その後、利益として認識されます。例えば売却された固定資産がJ社によって減価償却されるにつれて、あるいはJ社が当該固定資産を第三者に売却したときに、利益として認識されると考えられます。

(2) 仮決定に至った理由

① 投資者の持分に関連する利益の全額消去

上記(1)に記載したとおり、仮決定に従うと、投資者の持分に関連する利益の全額(上記の設例でいうと 12,000)が消去されます。スタッフペーパーでは投資簿価を限度として利益を消去する代替案(上記の設例では利益のうち 60 のみ消去する)も示されていましたが、利益の全額消去が仮決定されました。この仮決定の根拠は、以下に引用する IAS 第 28 号 28 項です。

<IAS 第 28 号 28 項抜粋-下線は筆者>

企業(その連結子会社を含む)と関連会社又は共同支配企業との間の「アップストリーム」取引及び「ダウンストリーム」取引により生じる利得及び損失は、当該関連会社又は共同支配企業

に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ、企業の財務諸表に認識される。「アップストリーム」取引には、例えば、関連会社又は共同支配企業から投資者への資産の売却がある。「ダウンストリーム」取引には、例えば、投資者から関連会社又は共同支配企業への資産の売却又は拋出がある。これらの取引から生じる関連会社又は共同支配企業の利得又は損失に対する投資者の持分は相殺消去する。

上記の下線部は、関連のない投資者（上記の設例におけるA社）の持分の範囲でのみ、ダウンストリーム取引による利益を認識することを述べています。これはつまり、投資者（上記の設例におけるI社）の持分に関連する部分の利益を消去することを意味します。IAS 第 28 号 28 項では消去する金額に何ら制限を設けていないため、消去すべき金額が投資簿価を超える場合でも、投資者の持分に関連する利益の全額を消去すると解釈することができます。仮決定はそのような解釈に基づいたものと考えられます。

② 繰延利益を相手科目とした利益の消去

投資者の持分に関連する利益の全額を消去する場合、貸方に計上する相手科目が問題になります。IASB は、相手科目として繰延利益を計上することを仮決定しました。

スタッフペーパーでは、代替案として、関連する資産（現金及び現金同等物以外の資産）から利益を控除する案が示されていました。上記の設例で、仮に固定資産の売却価額の全額が現金で決済されず、I社がJ社に対して未収金を有することになる場合には、当該未収金から利益を控除します。つまり、消去仕訳において貸方に未収金が計上されます。この場合、関連する資産（例えば未収金）の帳簿価額をゼロまで減額しても、なお消去できない利益が残る場合には、貸方に繰延利益を計上する考えもありました。

しかしながら、そのような代替的な方法を取ると、取引で受領する資産が何か（現金か未収金か）によって利益の消去方法が異なります。もし取引において未収金が計上されていれば未収金の減額によって利益が消去されるのに対し、未収金が計上されていなければ繰延利益の計上によって利益が消去されます。つまり、受領資産の種類によって利益消去の相手科目が異なります。

このような代替的な方法は連結手続に関する考え方と不整合であるとも考えられます。連結手続においてはグループ内取引から生じる損益は全額消去することが規定されています（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」B86 項）。これに関連して、IAS 第 28 号は、持分法の適用における適切な手続の多くは連結手続と同様であると述べています（26 項）。しかし、IAS 第 28 号は利益の消去について述べているものの、利益の消去方法が受領資産によって異なるようなことは示唆していません。よって、利益消去の際の相手科目が受領資産によって左右される代替案は連結手続と整合しないといえます。

また代替案に従うと関連する資産(例えば未収金)が減額されますので、当該資産の測定に影響します。関連する資産の測定に影響を及ぼすような消去方法は、当該資産の測定を規定している他の基準との不整合を引き起こしてしまう可能性があります。

代替案に関するこれらの問題点を考慮した結果、消去の相手科目を繰延利益とする仮決定がなされたと考えられます。

③ 繰延利益の負債性についての疑問

IASB の仮決定に従うと繰延利益が負債として計上されますが、繰延利益はフレームワークの負債の定義を満たしていないのではないかという指摘もなされています。しかしながら、他の基準で繰延収益の計上が認められていることから、今回繰延利益を使用することも正当化されるという考えがスタッフペーパーに示されています。

5. 今後の予定

仮決定の内容を基準上で明確にするため、IASB は IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を一部修正する公開草案を公表する予定です。公開草案の公表時期は、2013 年 9 月 23 日付のワークプランでは 2014 年第 1 四半期となっています。